

いじめ対応マニュアル 平成30年度版

千葉市教育委員会

千葉市教育施策の基調

人間尊重の教育

いじめの基本認識

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。

学校いじめ防止基本方針の策定(法第13条)【義務】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める必要があります。

※ さらに、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開することやPDCAサイクルにより見直すことが求められています。

1 【いじめの未然防止】

- ・ホッとできる「楽しい学校・学級」づくり
- ・いじめを止める児童生徒の育成
- ・児童生徒の特性や背景を理解する



○いじめを生まない人間関係・学校づくり

- ・教職員と子どもとの信頼関係づくり
- ・子ども同士の望ましい人間関係づくり
- ・充実した学校生活、わかる授業、公平公正な学級経営
- ・障害(発達障害を含む)についての適切な理解
- ・教職員の共通理解を図るため、いじめの問題に関する校内研修を実施

○子どもの主体的な活動の推進

(自らがいじめを考える場を設定する)

- ・道徳科の授業、学級活動、児童会・生徒会活動等で子ども自らいじめの問題について考え、議論する活動
- ・人権教育、心の教育の充実
- ・相談箱を置いたり、子ども同士で悩みを聞き合う活動

○学校、家庭、地域、関係機関との連携

- ・学校内での情報共有、校種間の連携
- ・学校いじめ防止基本方針を示すことにより家庭、地域との連携
- ・教育委員会、児童相談所、警察などとの連携

○様々な特性を持つ児童生徒に対する適切な理解と支援

- ・発達障害のある児童生徒へのいじめは、個々の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画に基づき情報共有を行い、適切な指導や必要な支援の実施。
- ・海外から帰国した子女や外国人の児童生徒は、言葉や文化の差から学びにおいて困難を抱える場合が多く、それらの差からいじめが行われないよう学校全体で注意深く見守り、必要な支援の実施。

- ・性同一性障害や性的指向に係る児童生徒に対するいじめを防止するために、教職員への正しい理解や対応について周知し、必要な支援や対応を実施。
- ・被災した児童生徒については、心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、心のケアを適切に行いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む

各校が策定した「いじめ防止基本方針」については、下記のとおりとする。

- (1)ホームページへの掲載やその他の方法にて、児童生徒や保護者、地域住民が容易に確認できるようにする。
- (2)入学時や各年度始めに児童生徒に集会等で知らせると同時に、「いじめ問題対策委員会」のことやメンバーになっている教職員の紹介を行い、相談しやすい環境を整える。

2 【いじめの早期発見】

- ・いじめのサインを見逃さない
- ・アンケート調査の実施、観察・面談等の励行

○いじめのサインを見逃さない

- ・いじめのサインは、いじめを受けている子どもからも、いじめを行っている子どもからも出ている。
- ・いじめ発見のきっかけの上位は、学級担任が発見、アンケート調査などの取組、本人及び保護者からの訴えである。
- ・小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。



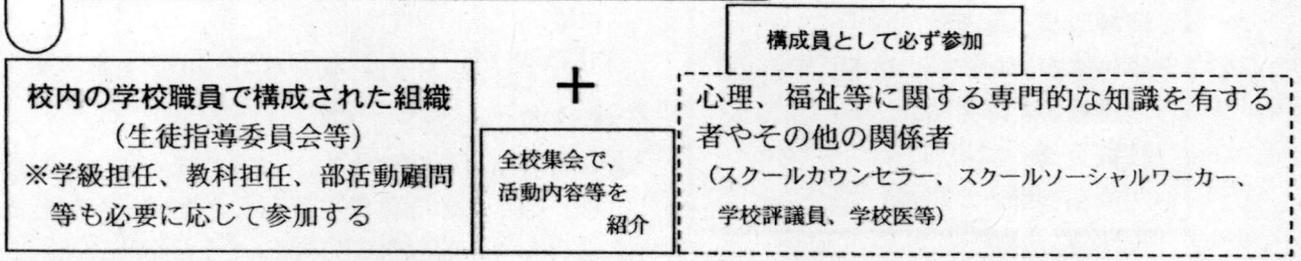
☆けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

☆軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築く事ができた場合には、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対処が可能であるが、いじめ問題対策委員会等での情報共有が必要である。



いじめ問題対策委員会（法第22条）【義務】

（組織の名称は、各学校の判断で決定）



【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。

・いじめの疑いに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査・聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。（PDCAサイクルの実行を含む）

☆いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家等が参加しながら対応する。

- ・アンケート調査は必ず実施
- ・各学校で3年間保存
- ・実施回数、記名式・無記名式、内容は、学校の判断

○アンケート調査の実施、観察・面談等の励行

- ・日常の観察、こまめな記録、定期的なアンケート調査、個人面談等で、いじめを点検、把握



☆私たちは、子どもたちの出している「サイン」にどれだけ気づき、どのように対応しているのでしょうか。「これを取り上げると時間や手間がかかるなあ」などと考えがちです。しかし、このような初期段階での不十分な対応が、後の大きな問題につながり、解決までに多くの時間を要することになると心得ましょう。

☆いじめを受けている子どもは、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていることを訴えることが難しいものです。いじめの早期発見のためには、日頃からの子どもとの関わりが大切です。

3 【いじめの早期対応】

- ・迅速、かつ組織的な対応
- ・情報収集と事実確認
- ・解決に向けた支援と指導
- ・経過観察と再発防止
- ・教育委員会に報告
- ・関係諸機関との連携

<いじめにみられる集団構造>

見て見ぬふりをする子ども
（「傍観者」）

周りではやしたてる子ども
（「観衆」）

いじめを行っている子ども
（「加害者」）

いじめを受けている子ども
（「被害者」）

○迅速、かつ組織的に対応

- ・いじめを発見したら、担任一人で抱え込むことなく、初期段階からいじめ問題対策委員会を中核に組織的に取り組む。
- ・初期対応が肝心であり間を空けず、すぐ対応する。

○情報収集と事実確認

- ・多方面から情報収集し、事実確認を明確にしながら、いじめの全体像を把握した上で、事実確認に基づく具体的な対応方針を決定する。

○解決に向けた支援と指導

- ・いじめを受けた子どもには、丁寧に話を聞きとり、「最後まで絶対に守る」という姿勢で支援する。
- ・いじめを行っている子どもに対しては、背景を十分に理解し、適切な指導（例えば相手の心情を理解した上での謝罪など）や支援を行う。
- ・周囲の子どもには、いじめの傍観者にならないように指導する。

○経過観察と再発防止

- ・解決したと即断せず、継続的に経過観察を行い、再発防止に努める。
- ・保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

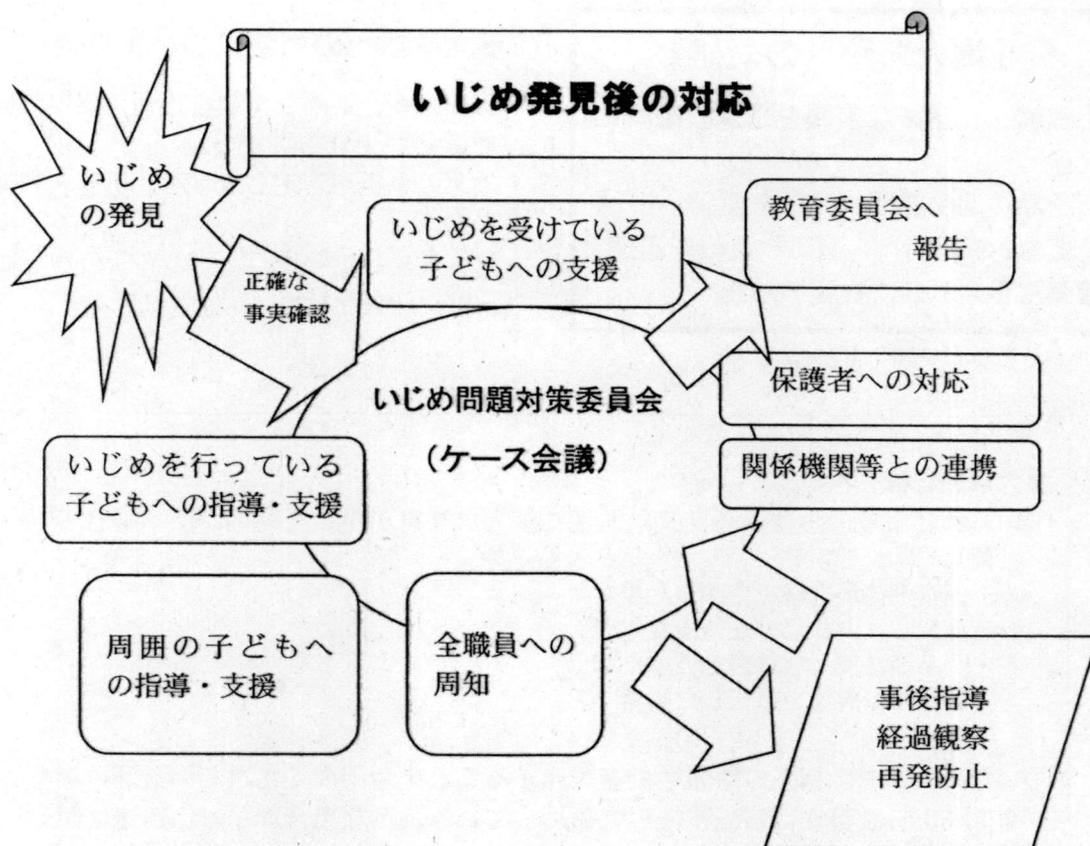
被害者に与える心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上を継続していること。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

☆いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。

周りではやしたて、喜んで見ている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを助長する存在です。また、いじめは誰もが「被害者」、「加害者」になる可能性があります。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしたりしていると考えられます。日頃からの丁寧な学級経営が基本です。

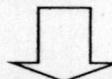


4 【関係機関等との連携】

- ・日頃から連携を密にしておくこと
- ・学校と関係機関のそれぞれの役割を理解し、一体となった取組をする
- ・いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に報告する
(法第23条第2項)【義務】

○関係機関等との連携について

- ・関係機関等とは、いじめへの対応に協力を得るために、日頃から連携を密にしておく。
- ・各関係機関等の役割や機能を理解し、日頃から積極的な情報交換を行う。
- ・いじめの事実を確認した場合は、事態が重篤になる前に、教育委員会に報告する。学校内だけでは解決が困難な場合等、教育委員会と連携して必要な措置を講ずる。



☆学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と教育委員会が緊密な連携体制を構築していることが、迅速かつ的確な初期対応につながります。教育委員会では、教育支援課が中心となり、関係各課や青少年サポートセンターと連携をとるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはスーパーバイザーを派遣するなどして、的確な対応を支援します。

☆警察とは、「児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」に基づき、担当者を決め、日頃からお互いの顔が見える連携を進めることが大切です。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案が発生した場合には、早期に警察に相談し、連携して対応する必要があります。

☆児童相談所では、専門の相談員や心理職、医師などの専門家が18歳未満の子どもに関するいじめや非行等、様々な相談に応じています。

5 【重大事態への対処】

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝達
- ・躊躇なく関係機関へ支援を要請
- ・子ども、保護者へ、適切な情報を迅速、確実に伝え、二次被害の防止

○重大事態への対処について

- ・管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全教職員が十分認識する。
- ・最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ・教育委員会に報告し、その判断のもとに組織を設け、調査を行う。

重大事態とは

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

【例】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
年間 30 日を目安にし、連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

☆いじめを受けている児童生徒や保護者から「重大な被害が生じた」と申し出があったときは、速やかに重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○対処の流れ

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに事実の確認を行い、教育委員会に報告する。

(2) 調査組織を設置

① 学校は、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

② 教育委員会は、自らが主体となって当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

③ 必要に応じて、教育委員会の附属機関として、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」（法第 28 条第 1 項）を設置する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

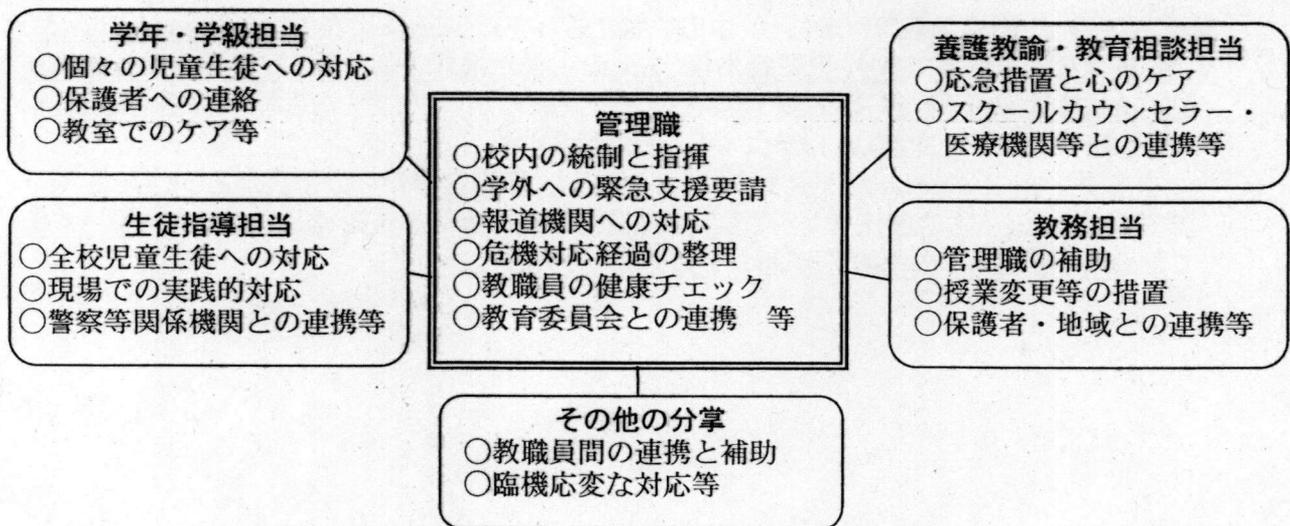
- (4) いじめを受けている児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠ってはならない。
 得られたアンケートは、いじめを受けている児童生徒や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- (5) 調査結果を教育委員会に報告
 学校は、教育委員会に報告する。教育委員会は調査結果を取りまとめ、市長に報告する。
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置
 学校は、調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
 教育委員会は、調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

----- 市長が必要があると認めるとき -----

- (7) 再調査を行う機関の設置
 市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、市長の附属機関として、「千葉市いじめ等調査委員会」(法第30条第2項)を設置する。
- (8) 調査結果報告を受けた市長による再調査
 調査について再調査を行う。
- (9) 再調査の結果を踏まえた措置等
 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。
 再調査を行ったとき、市長はその調査結果を議会に報告する。

校内の組織体制と役割分担(例)

※ いじめの重大事態に対処するための校内の具体的な体制を示しています。いじめ問題対策委員会が中心となり、事実関係を明確にするための調査及び対策を講じます。(法第28条)【義務】



○説明責任と対応の基本的姿勢・ポイント

1 対応の基本的姿勢

- (1) 個人情報や人権等に最大限配慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応する。プライバシー保護等から伝えられない場合は、その旨を説明し、理解を求める。
- (2) 報道は、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる機会である。
- (3) 報道機関に情報を提供する場合、公平に情報を提供し、誠意をもって対応する。

2 対応のポイント

- (1) 保護者には、子どもを守りよりよい方向に導くという方向を明確に伝え、共通理解を図る。
- (2) 全ての子どもや保護者の心情・背景など、教育的な配慮の下、正確な情報を伝える。

- (3) 保護者の信頼が得られるよう今後の指導方針や学校体制等の具体的な対応策を伝える。
 (4) 取材要請があった場合は、窓口の一本化を図り、取材対応等については、教育委員会と連携して行う。

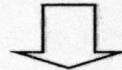
6 【いじめの態様について】

- ・「冷やかし・からかい」が最も多い
- ・「遊ぶふりをしたいじめ」や「ふざけあいのように見えるいじめ」は気づきにくい
- ・「ネット上のいじめ」は気づきにくい



○いじめの態様について

- ・具体的には、「冷やかしやからかいなどの言葉によるいじめ、軽くぶつかられたり叩かれたりする物理的ないじめ、仲間外れや集団による無視」が上位の3つです。それ以外にも「金品を隠されたり、盗まれるいじめ」や「嫌なことや危険なことをさせたりするいじめ」があります。
- ・学校全体として子どもの「冷やかし・からかい」「遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」等の事実に対して、細心の注意を払う。
- ・教職員や保護者が気づきにくい「ネット上のいじめ」、特にSNS上のトラブル(誹謗中傷の書き込みや仲間外れ)が急速に広がっています。



☆言葉でのからかいは、いじめの端緒であり、いじめの温床となり、継続化する傾向があります。いじめる側からかう意図や悪意があったとしても、笑いを取るための「受けねらい」であるという暗黙の了解や仲間外れになる不安が、いじめられる側を拒否しにくい立場にし、受け流すことを余儀なくされます。また、いじめる側はそれを理由にからかいを正当化し、さらにエスカレートしていきます。

☆インターネットの掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行うことに代表される「ネット上のいじめ」は、重大な人権侵害であり、犯罪行為(刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る)であることを理解させ、子どもたちが「被害者とならない、加害者とならない、加害行為に手を貸さない」ようにすることが大切です。

また、「ネット上のいじめ」が発見されたり、子ども・保護者等からの相談があったりした場合、被害にあった子どもや関係者から事実関係、書き込み内容等を確認・記録し、被害の拡大を防ぐために書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

掲示板に書き込まれた誹謗中傷への対応の例



ネットいじめの発見
子ども・保護者からの相談

誹謗中傷に該当する書き込みの場合は、警察への相談も検討する。

書き込み内容の確認

○複数の教職員で掲示板等のアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存（プリントアウト等）
※携帯電話・スマートフォンの場合は、画像をカメラで撮影する 等

掲示板等の管理者に削除と証拠保全の依頼

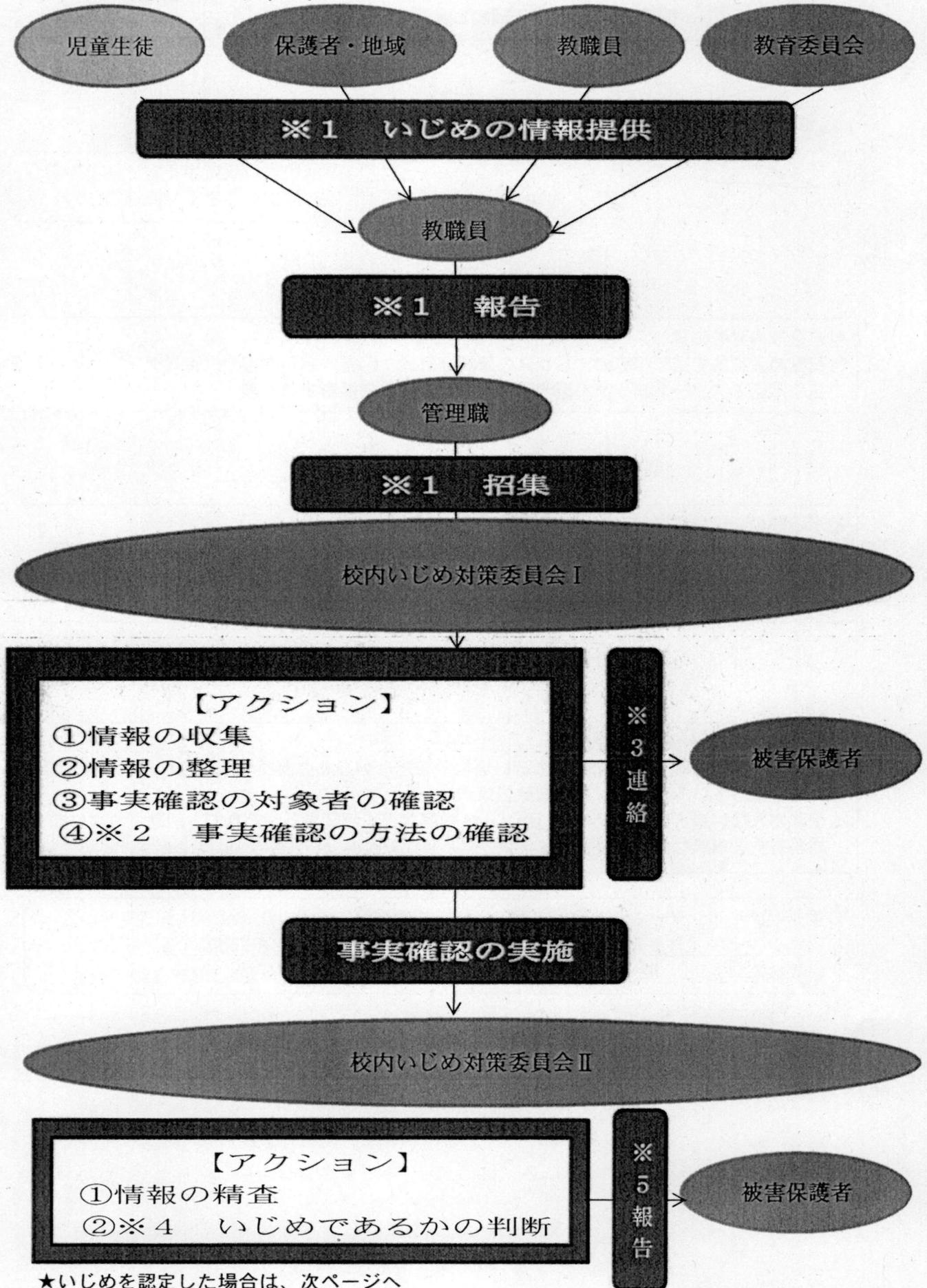
○管理者への連絡方法（メール）の確認 ○利用規約等を確認の上、削除と証拠保全を依頼
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者などの個人情報に記載する必要はない。

掲示板等のプロバイダに削除依頼

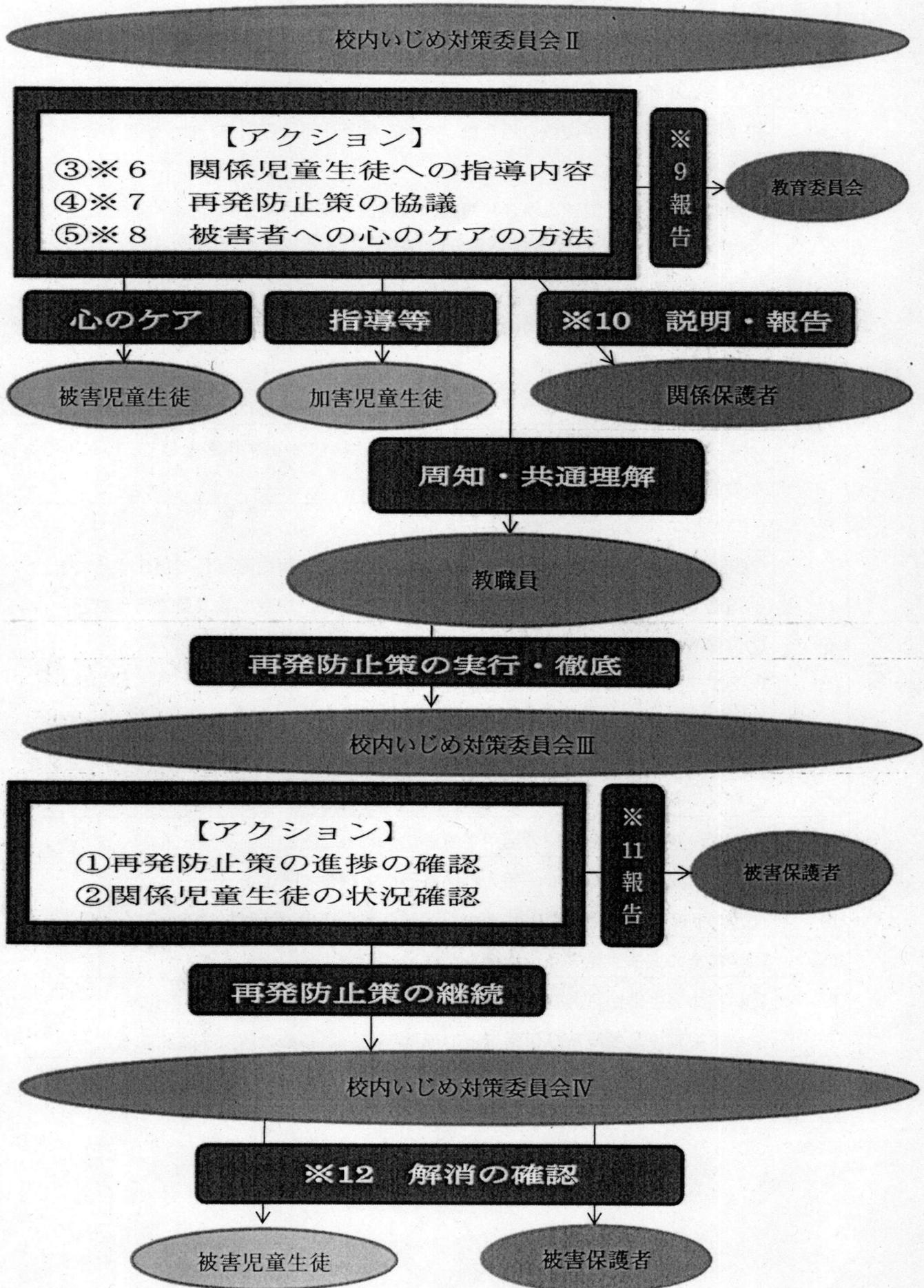
○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、誤りがないかメール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、総務省支援事業などに相談する。

携帯電話やインターネットの相談窓口 ～学校・教育委員会の教職員が対象です～
インターネット・携帯電話違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）
相談窓口 TEL 03-5644-4800 インターネット相談：<http://www.ihaho.jp/>

7. いじめ対応のフローチャート



★いじめを認定した場合は、次ページへ



【図表の留意点】

No.	配 慮 事 項
1	①できるかぎり迅速に行うこと。
2	①聴取する対象者が複数の場合は、できるかぎり同時展開で行い、情報操作が行われないようにすること。 ②聴取の場合は、できるかぎり複数の教職員で行うこと。 ③聴取内容については、記録を残すこと。 ④アンケートの実施の場合は、質問事項等についても校内対策委員会で練ること。
3	①学校の確認できている内容と、今後のアクション・アプローチについて説明し、理解を図ること。 ②電話ではなく、できるかぎり対面で行うこと。その際は、複数の教職員で行うこと。
4	①「いじめ防止対策推進法」にある定義に基づいて、必ず組織として、いじめであるか否かの判断を行うこと。
5	①いじめであるか否かの結果を伝えること。 ②文書による報告を求められた場合は、原則個人情報に配慮して提出すること。 ③電話ではなく、必ず対面で行うこと。その際は、複数の教職員で行うこと。
6	①具体的に誰が、どのような内容で行うかを明らかにすること。 ②必ず複数の教職員で行うこと。 ③指導内容について記録を残すこと。
7	①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家からの助言をできるかぎり得ること。
8	①スクールカウンセラーの活用を視野に入れること。
9	①教育支援課に電話等で一報入れ、書面にて報告すること。
10	①心のケアのためにスクールカウンセラー等の活用について提案すること。
11	①学校での様子や見守りの様子をこまめに報告すること。
12	①いじめ発生時から最低でも <u>3か月の経過</u> を必要とすること。 ②必ず被害児童生徒及び保護者との面接等で、いじめの解消を確認すること。

いじめのサインに気づき、対応するために

いじめの問題を解決するためには、早期発見・早期対応が大切となります。いじめの兆候を見逃さないためには、日常における子どもとかわす何気ない会話や行動観察こそ、子どもの実態を把握するポイントです。また、一人の目で見ただけでなく、様々な視点からの情報収集を行うとともに、情報を共有し、組織的に対応することが何よりも大切です。

1 朝の会

- 担任が来るまで廊下で待っている
- 他の子どもより早く登校する
- 理由のはっきりしない遅刻や欠席が増える
- 挨拶や出席確認の返事がないまたは小さくなる
- 沈んだ表情や緊張した様子をしている

2 授業の開始時、授業中

- 一人で遅れて教室に入ってくる
- 授業のはじめに用具が散乱している
- 忘れ物が多くなる
- 班決めなどの時、話合いの輪に入れられない
- 係や役員を決める時、ふざけ半分に推薦されたりする
- ほめられると、嘲笑やからかい等が起こる
- 正しい意見なのに冷やかされる
- 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる
- 掲示物や作品、机に落書きやいたづらをされる
- その子への配布を嫌がる雰囲気がある
- 実験等の後片付けをいつもやらされている
- 道具や器具に触らせてもらえず、順番がなかなか回ってこない
- 音楽の授業で歌えなくなる
- 内緒話をされている
- 不自然に机や椅子が離されている
- 不調を訴え、保健室に行くことが増える

3 休み時間

- いつも一人でポツンとしている
- 笑顔が見られずおどおどしている
- 特に用事がないのによく職員室に来る
- 移動教室のとき、荷物をもたされている
- 保健室や相談室に来る回数が多くなる
- 授業が始まって教室に戻りたがらない
- 不自然なケガや傷が増える

4 給食・清掃時

- 給食を食べない、食欲がない
- 配膳を嫌がられている
- 一人黙々と清掃しているが表情が暗い
- 机や椅子が運ばれずに、放置されている

5 帰りの会

- 持ち物がなくなると、よく訴えに来る
- 泣いている、机に伏せたままにいる
- 自分の持ち物ではないものを、机やロッカーに入れられている
- 服装に靴跡等の汚れがある

6 委員会・係活動

- 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられている
- 一人で離れて仕事をしている
- 無理に役員を押し付けられる

7 部活動・クラブ活動

- 参加しないことが多く、表情も暗い
- 一人だけで、大変な仕事(準備や片付け)をやらされている
- 練習のふりをして、ボールを当てられたりしている
- 辞めたいなどの訴えがある
- 道具を隠される
- 練習グループから外される

いじめアンケート調査

(1) いじめアンケートの活用について

いじめアンケートは、いじめ発見のための方法として、学校いじめ防止等年間計画の中に位置づけ、学校としていじめを許さないこと、そして子どもたちを守るという姿勢を伝える機会とする。アンケートの結果は、いじめ問題対策委員会で共有し、全ての教員で把握すると共に、スクールカウンセラー等の専門家とも連携して、いじめ問題への取組に生かしていく。

① 児童生徒との信頼関係の構築

アンケートは、いじめ発見の一つの方法であり、全てを把握することはできない。よって、アンケートの結果を踏まえ、授業中や昼食時、休み時間等に児童生徒と意識して対話をしたり、生活記録ノートや個人日記等で児童生徒と悩みについて対話したりするなどして、児童生徒が教職員に本当の気持ちや悩みを打ち明けられることができるよう、信頼関係づくりに取り組む。

② 教育相談の実施

アンケートの結果を踏まえ、児童生徒に対して個別に教育相談を行う。アンケート結果を示して、学校全体の客観的な状況を示しながら個別に教育相談を行うことで、児童生徒の困っていることや悩みを引き出し、早期対応を図る。

③ 教職員のチームによる対応

教職員同士がいじめ問題について話し合う場面において、アンケートの結果を材料として活用し、共通理解や情報共有等を行うなど、日頃から教職員同士が相談できる雰囲気を作り、チームで対応できる体制を整えておくようにする。

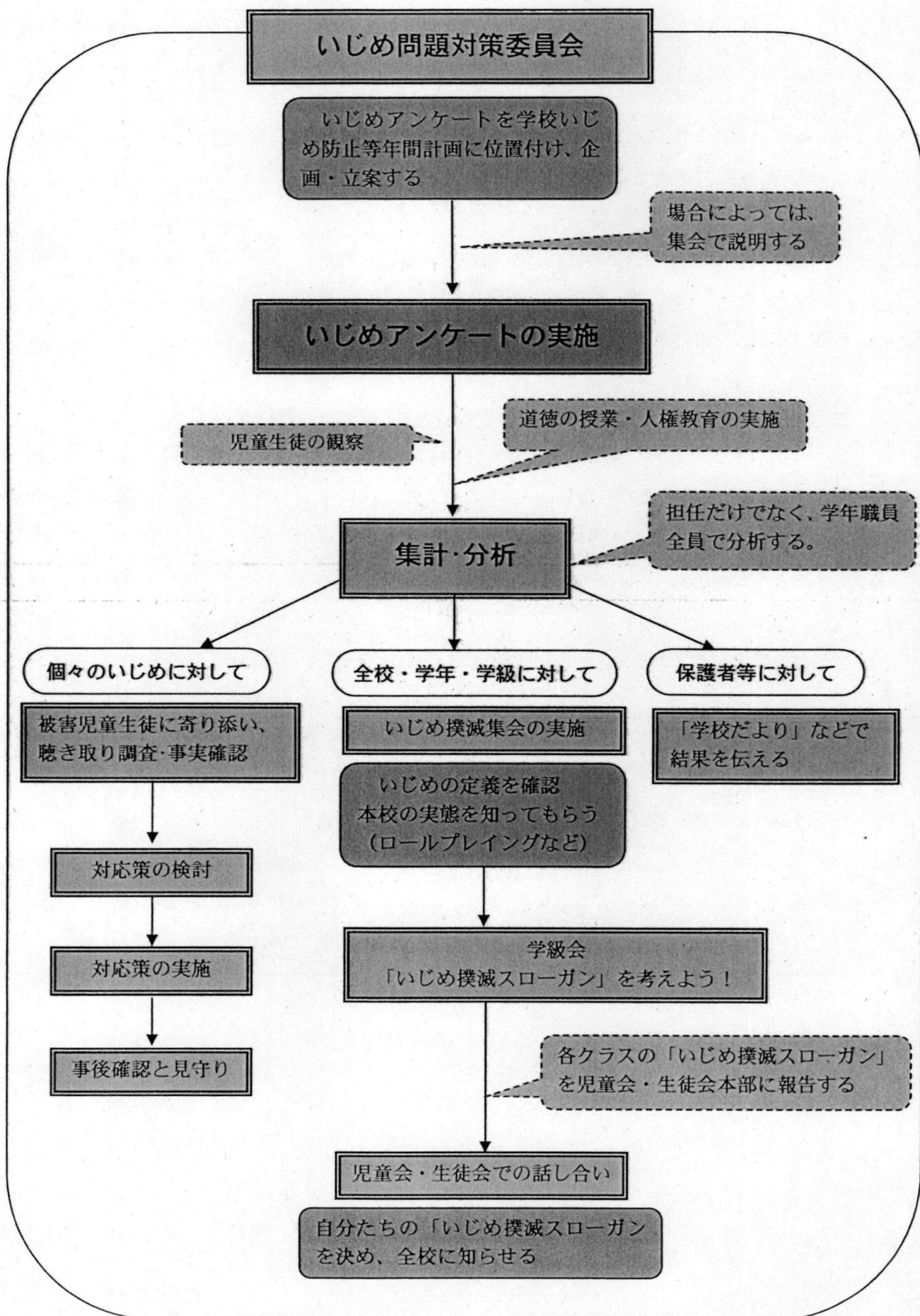
④ 保護者や地域を活用

アンケートの結果をふまえた学校の指導方針を保護者や地域に発信し、共通理解のもとに協力を依頼するなど、学校の実情に合わせて、様々な場面で活用できるようにする。

(2) いじめアンケートの活用方法 (例)

- | | |
|--------|--|
| ① 実施時期 | 6月頃・12月頃 または 6月頃・10月頃・1月頃 |
| ② 対象 | 全校児童生徒 |
| ③ 実施方法 | 短学活 または 学級活動の時間 |
| ④ その他 | アンケートの質問内容に対し、正直に答えて欲しいということを児童生徒に伝える。
アンケート終了後、直ちに集計を行う。(※アンケート用紙は3年間保管)
集計・分析から、聴き取り調査を実施し、丁寧な事実確認を行う。 |

(3) いじめアンケートの活用フローチャート (例)



(4) いじめアンケート例【小学校1】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

いじめについての調査

()年()組 氏名 _____

今年ことしの4月がつから、今日きょうまでのことについて、下の質問した しつもんに答えてください。ここに書いてくれた内容か ないようについては、必ず秘密かなら ひみつにします。①～⑧は(はい いいえ)のどちらかに○をつけてください。⑨は、具体的ぐたいてきにいじめの内容ないようを書いてください。

- ① 冷やかひしやからかい、悪口わるくちや脅しおど文句もんく、嫌いやなことを言いわれた。 (はい いいえ)
- ② 仲間なかまはずれ、集団しゅうだんによる無視むしをされた。 (はい いいえ)
- ③ 軽かるくぶつかられたり、遊あそぶふりをしてたたかれたり、けられたりした。 (はい いいえ)
- ④ ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした。 (はい いいえ)
- ⑤ お金かねをとられた。 (はい いいえ)
- ⑥ 大事だいじなものをかくされたり、とられたり、こわされたり、すてられたりした。 (はい いいえ)
- ⑦ 嫌いやなことやはずかしいこと、危険きけんなことをされたり、させられたりした。 (はい いいえ)
- ⑧ パソコンや携けいたいでんわ帯電話で、いやなことをされた。 (はい いいえ)
- ⑨ その他た (いつ頃ごろ、誰だれに、どんなことをされましたか。具体的ぐたいてきにいじめの内容ないようを書いてください。
いじめをみ見たこときや聞きいたことがあればか書いてください。)

ありがとうございました。

(5) いじめアンケート例【小学校2】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

今の学年いま がくねんになってからのことあで、当あてはまる方ほう まるに○をつけてください。 年名前ねん なまえ

【自分のことじぶんについて】

- | | | | | |
|----|---|-------|----|----|
| 1 | すれちがうときにおおげさ <small>ひと</small> によけられる | | ある | ない |
| 2 | となりの人 <small>ひと</small> につくえをはなされる | | ある | ない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりする | | ある | ない |
| 4 | おかしくないのに笑 <small>わら</small> われる | | ある | ない |
| 5 | 変 <small>へん</small> なあだなをつけられたり、変 <small>へん</small> な呼び方 <small>よ しかた</small> で呼 <small>よ</small> ばれたりする | | ある | ない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口 <small>わるくち</small> を言 <small>い</small> われる | | ある | ない |
| 7 | いやなことを言 <small>い</small> われたり、ばかにされたりする | | ある | ない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊 <small>あそ</small> ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする | | ある | ない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする | | ある | ない |
| 10 | 役割 <small>やくわり</small> や当番 <small>とうばん</small> などをおしつけられたり、かばん <small>かばん</small> を持たされたりする | | ある | ない |
| 11 | おどすようなことを言 <small>い</small> われたり、危険 <small>きけん</small> なことをさせられたりする | | ある | ない |
| 12 | 服 <small>ふく</small> を脱 <small>ぬ</small> がされるなど、はずかしいことをさせられる | | ある | ない |
| 13 | メールやネット上 <small>じょう</small> のサイト、携 <small>けい</small> 帯 <small>たい</small> 電話 <small>でんわ</small> などで、変 <small>へん</small> なことが書 <small>か</small> かれている | | ある | ない |
| 14 | 自分 <small>じぶん</small> のものをかくされたり、乱暴 <small>らんぼう</small> に扱 <small>あつ</small> われたり、こわされたりする | | ある | ない |
| 15 | お金 <small>かね</small> やものをとられたり、おごらされたりする | | ある | ない |

【周りの人まわりのことひとについて】

- | | | | | |
|----|--|-------|----|-----|
| 1 | すれちがうときにおおげさ <small>ひと</small> によけられている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 2 | となりの人 <small>ひと</small> につくえをはなされている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 4 | おかしくないのに笑 <small>わら</small> われている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 5 | 変 <small>へん</small> なあだなをつけられたり、変 <small>へん</small> な呼び方 <small>よ しかた</small> で呼 <small>よ</small> ばれたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口 <small>わるくち</small> を言 <small>い</small> われている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 7 | いやなことを言 <small>い</small> われたり、ばかにされたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊 <small>あそ</small> ぶふりをしてたたかれている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 10 | 役割 <small>やくわり</small> や当番 <small>とうばん</small> などをおしつけられている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 11 | おどすようなことを言 <small>い</small> われたり、危険 <small>きけん</small> なことをさせられたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 12 | 服 <small>ふく</small> を脱 <small>ぬ</small> がされるなど、はずかしいことをさせられている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 13 | メールやネット上 <small>じょう</small> のサイト、携 <small>けい</small> 帯 <small>たい</small> 電話 <small>でんわ</small> などで、変 <small>へん</small> なことが書 <small>か</small> かれている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 14 | 自分 <small>じぶん</small> のものをかくされたり、乱暴 <small>らんぼう</small> に扱 <small>あつ</small> われたり、こわされたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 15 | お金 <small>かね</small> やものをとられたり、おごらされたりしている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |
| 16 | 泣 <small>な</small> いている人 <small>ひと</small> がいる | | いる | いない |

■ 気きになることかんや感かじていることかを書いてください。

■ 相談そうだんしたいことひとがある人かはここに「○」を書いてください。

(6) いじめアンケート例【中学校】 ※氏名の記名、無記名については学校の判断で

いじめに関するアンケート（〇〇年〇月実施）

_____年 _____組 男・女

いじめに関するアンケートです。このアンケートの目的は現在の学級・学年の状況とあなた自身のことを知り、今後の学校生活の改善を図るためのものです。よく読んで正直に教えてください。

記入の方法：平成〇〇年の4月から今日までの体験を教えてください。各質問について○をつける部分と、指示にしたがって答える部分があります。

質問1 いじめを見た経験（どちらかの番号に○をつけてください）

いじめを見たことがある	1	いじめを見たことはない	2
-------------	---	-------------	---

質問2 質問1であると答えた人だけ、どないじめか下から選んで空欄に○をつけてください。
(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容（ _____ ）

*例：ネットへの書き込み など

質問2-2 質問1で「1 ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。

いつ頃	誰が	誰に	どんなことをしていましたか

質問3 いじめられた経験（どちらかの番号に○をつけてください）

いじめられたことがある	1	いじめられたことはない	2
-------------	---	-------------	---

質問4 質問3であると答えた人だけ、どないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。
(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容（ _____ ）

質問4-2 質問4で「1 ある」と答えた人で、覚えていたら書いてください。

いつ頃	誰に	どんなことをされましたか	解消されましたか
			() 解消した () 解消されない
			() 解消した () 解消されない

質問5 いじめた経験 (どちらかの番号に○をつけてください)

いじめたことがある	1	いじめたことはない	2
-----------	---	-----------	---

質問6 質問5であると答えた人だけ、どんないじめかを下から選んで空欄に○をつけてください。
(複数回答 可)

ア なぐる・ける等の暴力的ないじめ	
イ 悪口やその人の短所等を言葉で言ういじめ	
ウ 話しかけたときやあいさつをしたときに無視をするいじめ	
エ 仲間はずれにするいじめ	
オ その他	

その他の具体的な内容 ()

質問7 その他

いじめのこと、つらい思いをしたなど、クラスの様子など・・・。

何か先生に訴えたいことがあったら、自由に書いてください。

また、このアンケートは、無記名（氏名を書きません）ですが、さしつかえなければ氏名を書いてください。秘密は守ります。

あなたの氏名 _____ ←書かなくてもかまいません。

担任の先生に、提出してください。

ご協力、ありがとうございました。

学校いじめ防止基本方針策定の手引き

学校いじめ防止基本方針策定の意義は、各学校がいじめ問題への実効性のある具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、全ての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるといふ教職員研修の側面があります。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定してください。この手引きは、各学校がいじめ防止基本方針を作る上での1つのモデルを示したものです。学校の実情に応じて内容や順序は適宜、変更してください。

1 事前の準備をしてください

1 いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という）の要点を全教職員で確認してください

その際、法に関わる通知文及び資料等を参考に、教職員研修を実施してください。

2 教職員でテーマ別の協議をし、協議に基づく報告、発表を行ってください

その際、可能な限り事務職員や技能員等が出席できるよう配慮してください（出席できない場合は、情報の共有をお願いします）。

（テーマの例）

- ① いじめの未然防止のためにどのような取組を行うか（日常の道徳指導による心の教育や学級経営の中での丁寧な生徒への指導、保護者への啓発活動、地域との連携など）。
- ② いじめの早期発見のために必要な取組は何か（個別面談等教育相談体制の充実、いじめ等に関する定期的なアンケート調査、相談機関の周知など）。
- ③ いじめを認知した際の調査について（事実の把握方法、報告連絡体制の検討等）。
- ④ いじめが発生した場合の対応の留意点について（組織での対応方法、いじめを受けた児童生徒へのケア、いじめを行った児童生徒の指導・支援、保護者への情報提供等）。
- ⑤ いじめの問題についてどのような外部機関と連携するか（関係機関・団体の選定、連携による効果の検討等）。
- ⑥ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応をどうするか（情報モラル教育、通信事業者等関係機関との連携等）。
- ⑦ いじめに関する職員研修等をどのように行うか（研修計画の策定等）。

2 学校いじめ防止基本方針を策定してください

教職員研修等を通して、集約された意見をもとに各学校のいじめ防止基本方針を策定してください。その際、学校いじめ防止基本方針には、必ず記載すべき共通事項がありますので、以下の ～ に示した点に十分留意してください。

1 基本理念等について

法第2条第1項（いじめの定義）、法第3条（基本理念）、法第8条（学校及び学校の教職員の責務）等を踏まえ、各学校におけるいじめ防止対策の基本理念、共通理解事項等について定めてください。

- (1) いじめの定義
- (2) 基本理念
- (3) 学校及び学校の教職員の責務

(参照) 法第2条第1項（いじめの定義）
法第3条（基本理念）
法第8条（学校及び学校の教職員の責務）
国の基本方針P.1～8、P.23～25

2 学校におけるいじめ防止等の対策について

(1) 組織について

法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）等を踏まえ、学校いじめ対策組織について定めてください。

- ① 名称 ※モデルでは「いじめ問題対策委員会」としてあります。

法第22条に規定されている「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ問題対策委員会」という）であることを確認した上で、各学校で組織の名称を決定してください。国の基本方針では、各学校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「学校管理部会」や「生徒指導部会」等の名称で組織を置いている例がありますが、こうした既存の組織を活用して、法律に基づく組織としていじめ防止等の措置を実効的に行うべく機能させることも法の趣旨に合致するものとされています。

- ② 役割

いじめ問題対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられます。

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
役割

イ 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成や取組の実行、検証、修正を行う役割

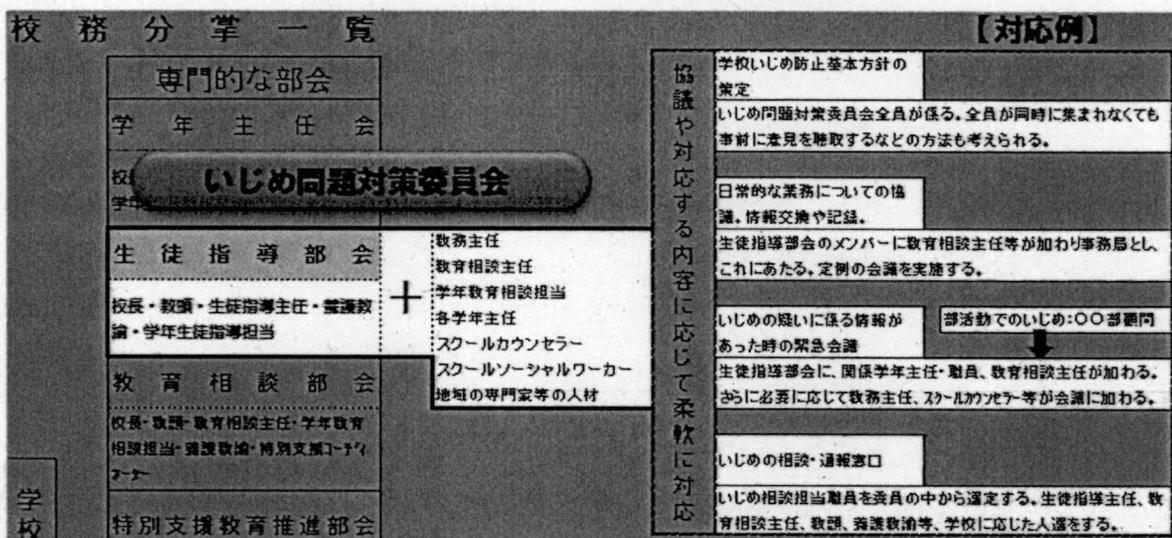
ウ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

エ いじめの早期発見・事案対処のためいじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

オ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には調査を行い、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③ 組織の構成について

組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効です。以下にイメージ図を示します。



※スクールカウンセラーの未配置校について

小学校スクールカウンセラー未配置校が派遣を要する場合は、原則として小学校の校長（または教頭）が、担当スクールカウンセラーが勤務している学校の校長（または教頭）に連絡を取り、両者の間で調整を図るようにしてください。

また、福祉に関する専門的な知識を有する者について派遣等が必要な場合は、教育支援課に照会してください。

(参照) 法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
国の基本方針P.26～28

(2) いじめの未然防止について

法第15条（学校におけるいじめの防止）、法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）等を踏まえ、各学校におけるいじめの未然防止に資する取組について定めてください。

※障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援に当たることを考慮してください。

※全体計画や学年ごとの年間計画を入れていくとわかりやすくなります。

(参照) 法第15条（学校におけるいじめの防止）
法第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
国の基本方針P.6～8、P.29～30

(3) いじめの早期発見について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの早期発見に向けた取組について定めてください。

(参照) 法第16条（いじめの早期発見のための措置）
国の基本方針P.6～8、P.29～31

(4) いじめの相談・通報について

法第16条（いじめの早期発見のための措置）等を踏まえ、各学校におけるいじめの相談・通報に係る体制について定めてください。

(参照) 法第16条（いじめの早期発見のための措置）
国の基本方針P.6～8、P.29～31

(5) いじめを認知した場合の対応について

法第23条（いじめに対する措置）、法第25条（校長及び教員による懲戒）等を踏まえ、各学校においていじめを認知した場合の対応や、いじめを受けた児童生徒の支援やいじめを行った児童生徒への指導・支援の在り方について定めてください。

(参照) 法第23条（いじめに対する措置）
法第25条（校長及び教員による懲戒）
国の基本方針P.6～8、P.30～31

3 重大事態への対処について

法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）、法第30条（公立の学校に係る対処）等を踏まえ、法第28条に定める重大事態が発生した場合の対処の方法等について定めてください。

- (1) 重大事態とは
- (2) 対処の方法
- (3) 調査の主体

(参照) 法第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
法第30条（公立の学校に係る対処）
国の基本方針P.31～39

4 公表、点検、評価等について

「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価等について定めてください。

- (1) 公表 策定した学校いじめ防止基本方針をホームページに公表します。
- (2) 点検 自己点検を行ってください。自己点検は、点検項目を示した点検表を学校ごとに作成し、時期を決めて児童生徒、保護者、所属職員等が行います。すでに実施している学校評価に係るアンケート（児童生徒の意識調査や保護者へのアンケート等も含める）に点検項目の内容を加えて行うこともできます。

※別紙（教職員記入用）は、点検表を作成した場合の例です。児童生徒用、保護者用も各学校で工夫してください。

(3) 評価 自己点検の結果を踏まえて評価し、課題の改善を図ります。

(参照) 国の基本方針P.24～28

3 その他

法第13条には「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」となっています。

そこで、本市としては、平成25年度「千葉市生徒指導の課題と方策」のP31にある「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を、法に則した「いじめ対応マニュアル」に改訂しました。各学校は、国の基本方針、いじめ対応マニュアル及び本手引きを参考に各学校でいじめ防止基本方針を策定してください。

なお、今後は、必要に応じて修正をしていただくこととなります。

別紙（教職員記入用） **いじめ問題への取組についての点検表** 【例】

<点検要領>

次の項目について、「できている」「おおむねできている」「あまりできていない」「できていない」のうち、一番当てはまるものに○印をつけてください。

領域	番号	点 検 項 目	状 況			
			ア できている	イ おおむね できている	ウ あまりでき ていない	エ できていな い
指導体制	1	いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、「いじめ問題対策委員会」が中核としての役割を担い、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっていますか。				
	2	「いじめ問題対策委員会」を中核としていじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録を行い、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っていますか。				
	3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、「いじめ問題対策委員会」を中核として対応する体制が確立していますか。				
教育指導	4	いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっていますか。				
	5	道徳や学級活動をはじめ、日頃の学級経営の中でいじめに関する問題を取り上げ、指導・助言が行われていますか。				
	6	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払っていますか。				
	7	いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや弾力的措置を講じ、いじめから子ども達を守り通すための対応を行うことにしていますか。				
早期発見・早期対応	8	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っていますか。				
	9	日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係づくりに努めていますか。				
	10	障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導・支援を行っていますか。				
	11	児童生徒が発する危険信号を見逃さないために、児童生徒の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めていますか。				
	12	スクールカウンセラーや養護教諭・他の職員・保護者等との連携を図り、いじめの把握に努めていますか。				
	13	いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、情報を共有し適切に解決を図っていますか。				
	14	学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ教育センター等関係機関との連携を図っていますか。				
家庭地域との連携	15	児童生徒のストレスや悩みを積極的に受け止めることのできるような教育相談体制が整備されていますか。				
	16	調査等における児童生徒の個人情報について適切に管理され取り扱われていますか。				
	17	学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページで公表するとともに、いじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いていますか。				
	18	いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっていますか。				
	19	学校とPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進していますか。				
問題点や今後の改善策等（うまくできない理由や改善のアイディア等がありましたら記入してください）						